



2026 年 7 月 17 日

総務大臣の免許等を受けていない無線機を使用していた事象について

当社の現業機関（駅・保線所）において、総務大臣の免許等を受ける必要のある無線機を、免許等を受けずに使用していたことが判明しました。本件については、速やかに北海道総合通信局へ報告するとともに、当該無線機については直ちに使用停止しています。なお、当該無線機はいずれも、当社の社員が作業時に業務連絡で使用する無線機でした。

また、北海道総合通信局の調査を受け、昨日 7 月 16 日に「行政指導」を受領しました。今後、行政指導に沿った対策を策定し、再発防止に努めてまいります。